

上越市保育料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月21日

上越市長 中川 幹太

#### 上越市規則第6号

上越市保育料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則

上越市保育料等の徴収に関する規則（昭和46年上越市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表中備考4を削り、備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、備考2の前に次のように加える。

- 1 この表において「世帯」とは、生計を一にする保護者及び当該保護者が現に監護する児童をいう。ただし、当該保護者が市町村民税を課税されていない場合にあつては、児童と生計を一にする家計の主宰者である祖父母（これに相当すると市長が認める者を含む。）を含むものとする。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。